

(規定第9号ガイドライン)

## 兵庫県弁護士会サラ金・クレジット被害者救済事件報酬等ガイドライン

(注) 以下において、「兵庫県弁護士会総合法律センター規定」(規定第9号)を「規定」と、  
「兵庫県弁護士会総合法律センター規則」(規則第34号)を「規則」と表記する。

### 1. ガイドラインの制定趣旨

本ガイドラインは、後記「サラクレ事件」について、着手金・報酬等の上限をできる限り明示することで、これを相談・依頼等をしようとする市民にとって費用の予測がつくものとし、もって、費用を理由として、弁護士への相談・依頼等が萎縮することがないよう定めるものである。本ガイドラインはその趣旨をふまえて解釈、運用するものとする。

### 2. 適用範囲

(1) 本ガイドラインは、兵庫県弁護士会会員が、①「サラ金・クレジット被害者救済事件相談担当者名簿」(規則第3条第1号の2)(以下「サラクレ名簿」という。)に登録して、②その名簿に基づき募集・配点され実施されるサラ金・クレジット被害者救済事件(以下「サラクレ事件」という。)を相談・受任して活動する際の基準を定める。

「サラクレ名簿」に登録された会員(以下、「登録会員」という。)は、本ガイドラインを遵守しなければならない。

(2) 本ガイドラインは、前記(1)以外の事件(「サラクレ名簿」に登録しない会員が受任する場合、「登録会員」であっても「サラクレ名簿」に基づき募集・配点されたものでない事件を受任をする場合など)には適用しない。

### 3. 相談料および日当

(1) 「サラクレ名簿」に基づき募集・配点され実施される法律相談の相談料、日当は無料とする(規定第13条1項、規則第8条第2項、規定第14条第1項但し書)。

(2) 「サラクレ名簿」に登録を希望する者は、前項を了解のうえ登録申請するものとする。

### 4. 受任義務

(1) 「登録会員」は、「サラクレ名簿」に基づき募集・配点され実施される法律相談において、弁護士による事件処理を要する事案について相談者から事件処理を依頼されたときは、正当な理由なく受任を拒んではならない(規則第11条第1項)。

(2) 依頼者が着手金を一括で支払えない場合には、分割払による事件受任や、日本司法支援センター(法テラス)への持ち込みによる受任をするよう努めなければならず、一括支払ができないことのみを理由に受任を拒否してはならない。

### 5. 研修義務

(1) 新たに「サラクレ名簿」に登録を希望する者は、事前に、当会の新規登録者向けサラク

レ事件処理の研修に参加するものとする。

- (2) 「登録会員」は、当会の主催するサラクレ研修に参加しなければならない（規定第11条第2項）。

## 6. 着手金、報酬等の基準

「サラクレ事件」の着手金、報酬等は以下の金額を目安として依頼者と協議して定める。但し、実費、消費税は別に請求することができる。

なお、着手時に着手金を受領せず、事件終了時に着手金、報酬の合計を受領するなど、その受領の時期、方法について、依頼者と協議のうえ定めることができる。

### (1) 破産申立事件

同時廃止が見込まれる非事業者（個人）の破産申立事件は、着手金、報酬を含め、合計で30万円を目安とする。但し、特段の事情（債権者多数、免責決定を受けるための事務量が多い、不動産任意売却への援助が必要、少額破産管財事件への移行可能性が大きい等の事情）があるときは、40万円を目安とする。

通常破産管財申立事件については、このガイドラインを適用しない。

### (2) 個人債務者の民事再生申立事件（給与所得者再生申立事件、小規模個人再生申立事件）

債権者数、負債額等を勘案し、着手金・報酬を含め合計で30～50万円を目安とする。但し、住宅資金特別条項を利用する場合等、通常事件に比べて事務量が大きい場合については50万円を目安とする。

### (3) 債務整理事件

#### ①着手金

債権者1件につきおおむね2万円から3万円を目安とし、債権者数にかかわらず、上限は50万円を目安とする。ただし、訴訟となる場合には、依頼者と別途協議のうえ定めるものとする。

#### ②報酬

債権者主張元本と弁済予定額との差額に対する報酬

上記差額の10%を目安とする。ただし、この報酬が依頼者の経済的更生を妨げるものとならないよう十分配慮しなければならない。

### (4) (1)から(3)の事件処理の過程で過払金返還が発生した場合

原則として追加着手金は請求しないものとし、報酬は次の通り別途求めることができる。

ア. 任意の交渉により過払金を回収した場合は回収金の15%

イ. 訴訟提起を手段として回収した場合は回収金の20%